

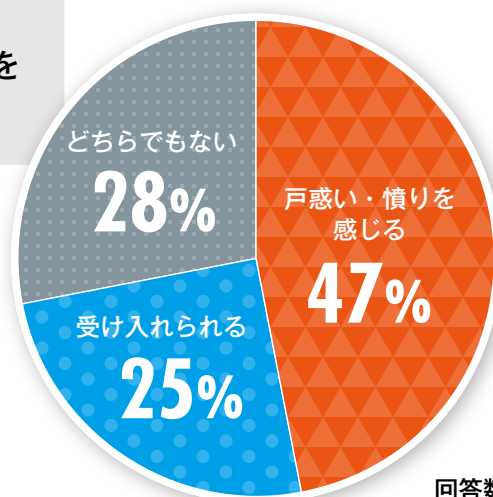
これからの 水田転作を考えよう

インターネットによるアンケートの結果

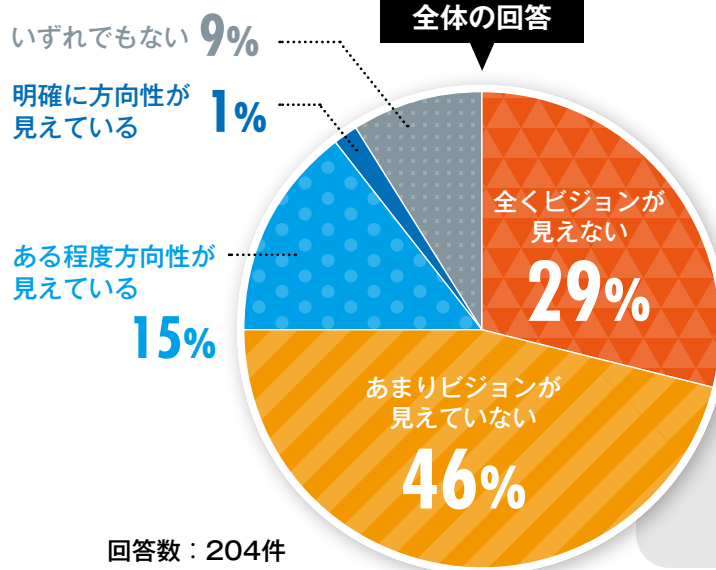
質問 1

令和4年度の
水田活用直接支払交付金の見直しを
どう捉えていますか？

水田農業者の回答



全体の回答



農林水産省の描く
“将来的な水田農業ビジョン”を
共有できていますか？

質問 2

本誌では水田農業イノベーションをテーマに掲げ、水田での畑作技術体系の導入を呼びかけてきた。同時に、交付金に依存した農業は不健康であり、供給過剰に転じた後も米価を維持する政策が日本農業の未来を安楽死に導いているのではないかと対象水田の厳格化を伴う見直しが進められているなか、これからの水田転作についてどう考えているだろうか。当事者と関係者に聞いてみた。

(まとめ／加藤祐子)

アンケート結果

【インターネットアンケートの実施概要】 ■実施期間：2022年2月20日～3月1日 ■実施方法：インターネット（Google forms）による回答 ■回答数：204件
■回答者の属性：水田農業者=125件、畑作・施設園芸・畜産等の農業者=38件、農業関連業界の方=29件、その他=12件

質問 1

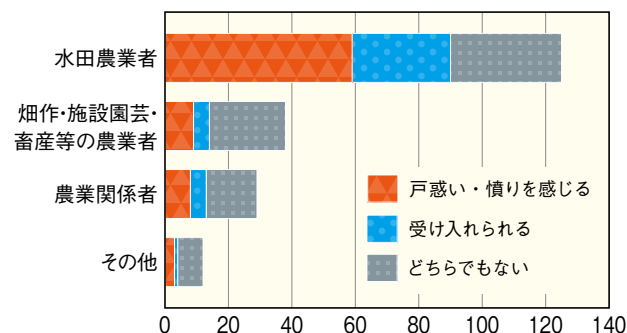
令和4年度の水田活用直接支払交付金の見直しをどう捉えていますか？

約半数の水田農業者が戸惑い・憤りを感じた「5年に一度水張り」と「飼料用米」への減額措置

水田農業者が憤りを感じたおもな理由は、①飼料用米への支援政策が急転したこと、②「5年に一度水張り」の影響、③全国一律のルール化に伴う不公平感に対するものだった。一方で、いずれの回答を選んでも、対象水田の厳格化については、当然の措置だと捉えているようだ。

なかでも「5年に一度水張り」については、当事者でも田畑輪換（ブロップローション）が可能かどうかで意見が分かれた。地下水位が高い地域や中山間地などの条件不利地域でも、時間をかけて転作に挑戦してきた水田経営者たちは「これまで転作に協力し水田の畑地化を含め、畑作物を栽培しやすい環境を作ってきた人たちの努力が報われない（中略）安易に水張りをすると後作の転作作物が減収する可能性がある」、「基盤整備など国の政策に今まで協力し資金もかけている」、「転作地を畑作地のように使うことは難しい」と窮状を訴えている。

政策の見直しが米価の下落につながる可能性や、



野菜価格の暴落を受けて「高収益作物」への転換を推し進める見直しに疑問を示す回答もあった。さらに、「担い手（農家）から交付金をもらっている地権者もあり、もっと切り込んでもよい」と府県の水田経営の実情を指摘する意見もあった。

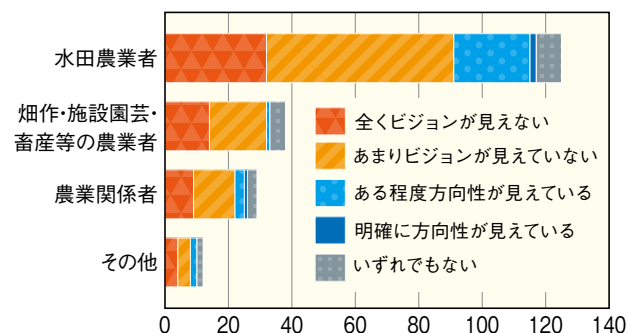
また、同じ水田農業者からも「恒久的な措置でない」「備えを整えてきたから」といった静観する姿勢の声もある。水田以外の農業者からは「稲作ばかりに補助金がついて不愉快だ」「水田だけに重きが置かれている。米余りが深刻なのに輪作にかこつけて米生産者に有利な条件を残している」という厳しい回答も寄せられた。

質問 2

農林水産省の描く“将来的な水田農業ビジョン”を共有できていますか？

将来的な水田農業のビジョンを示していないと捉えている回答が7割以上に及んだ

水田農業者に限らず、畑作・施設園芸・畜産等の農業者からも「全くビジョンが見えない」「あまりビジョンが見えていない」を選択した回答が目立った。「売れない商品を作り続けることに対して税金を投入し続けることは、国民（納税者）に対して説明ができない」という声も届いている。水田の維持と主食用米の需給調整という相容れない問題を抱えているのは事実である。政策転換期だと静観す



る向きもあるが、当事者である水田農業者とも明確な将来ビジョンを共有できていないようだ。

質問 3

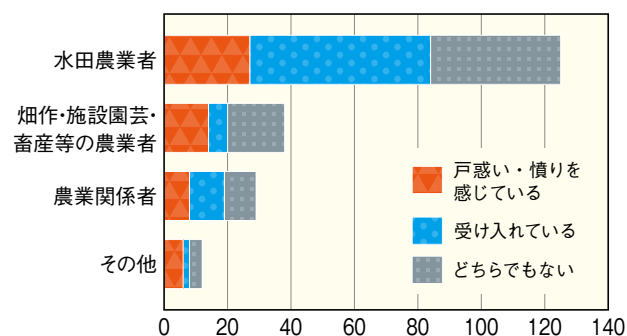
飼料用米・稲WCSへの交付単価が高い状況が続いていることをどう捉えていますか？

受給している水田農業者は「受け入れている」が その他の農業者は「戸惑い・憤りを感じている」

需要家からは「養豚で地域の稲作農家との直接契約により飼料用米を受け入れている。ちなみに農家 40 数軒、面積で約 430ha、数量 2,300 t になる。今回の見直しにより飼料用米複数年契約減額で収入減、大規模農家ほど影響大。飼料用米から主食用米に回帰し米価下落に拍車をかける可能性」という指摘があった。

また、水田以外の農業者からの声は予想どおり厳しかった。「米農家の優遇が、農政の歪みを助長し、地域の多様性を崩壊させているから」「近所の稲WCSを作付けしている農家はとても飼料を生産しているとは思えない管理で、交付金目当てとしか思えない。無能な営農者を温存させている！」「小麦や大豆の交付金率を考えると、これらが批判される理由はない。ただし畑作物への水田活用直接支払交付金は将来的には全廃してほしい」「費用対効果が見えない」などだ。

興味深かったのは、水田農業者が多様な意見を寄せたことだ。まずは「受け入れている」派から。「どうしても畑作物ができない湿田で転作をしようとしたら、コメで転作をするしかないのかなと思う！」「この交付金がなくなったら、もっと主食用米が増える。小さい農家はこの交付金で調整してもらう必要がある。麦大豆ができない地域もあると思うので



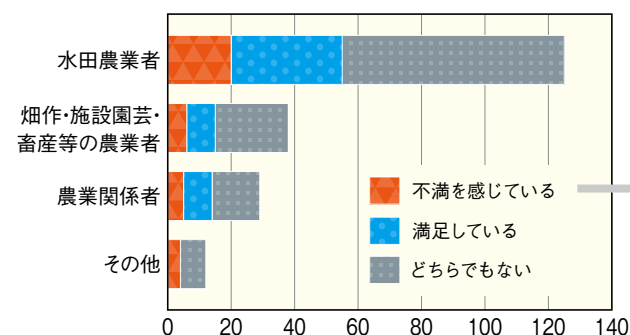
妥当」「主食用米を減らして、所得を減らさないために、飼料用米・WCSが最も有効である」など受給者の主張が聞こえる。

続いて、「取り組むこと自体は悪いとは思わない。だが、転作と同じくくりでいいのかは疑問。もっといえば、普及拡大しづらいメニューな気がしてならないので、ここに手厚い補助を出すのはいかがなものか」という政策への提言も。

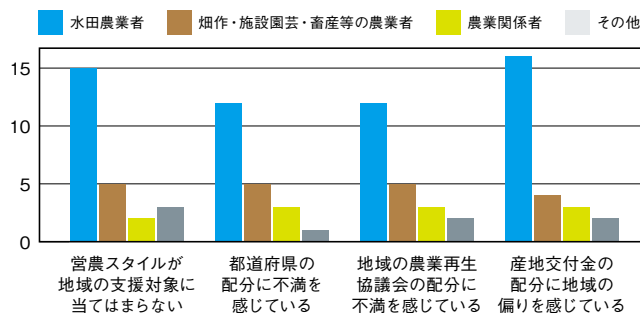
その一方で、辛辣な意見も紹介する。「交付金ありきの農業が加速する。今後のコンタミ問題」「自分で値段を決められないものを作ると元に戻れなくなる。戻ったときは手遅れ」「20年、30年先の自国の食べ物を自給しようとしているようには感じない。飼料米を作っていて感じますが、まるで麻薬のようです」「ほぼ一等米レベルを餌にしている。人間より上等の米を餌にしていること」とのこと。いずれも他業種からの指摘ではなく、水田農業者が自ら語っているのだ。

質問 4

都道府県や産地ごとに水田作への支援が多様化していることをどう捉えていますか？



不満を感じている人に聞いてみたところ……



「5年に一度水張り」を促すのではなく、 需要に応じた生産を進める政策へ

——22年度予算の水田転作に絡む制度見直しについて、全国の農業経営者から多くの声が上がりました。概要を教えてください。

（聞き手…昆吉則本誌編集長）

木村崇之（農水省農産局水田農業対策室長） はじめに、水田活用交付金の趣旨は、水田において主食用米から違う作物に転換していくことへの支援です。具体的内容は毎年必要に応じて支援内容を変えてきていますので、今回も例に漏れず見直しを行なったということです。「交付金が減る」とか「交付金の対象から外れる」という部分がよく報道されていますが、拡充するところと、見直すところがセットになって全体として政策誘導を図っている点をまずご理解いただければと思います。

子実用トウモロコシや 緑肥など拡充される項目も

——どの部分が拡充されますか？
木村 一つ目は、水田リノベシ

ョン事業に子実用トウモロコシを追加し、用途に関わらず10a当たり4万円での支援を開始します。水田活用の交付金は、作付ければ交付されるのですが、リノベシオン事業には要件が大きく2つあります。まず、売り先や需要先がないと作っても余すだけですから、そういうことがないように実需と結びつけていただくこと。もう一つは品目ごとに10種程度の取り組みから3つを選択して低コスト生産を進めていただくこと。実需者と結びつき、低コストで儲けの出る生産への支援を積極的に拡充していきたいと考えています。

次に、麦大豆の収益性向上プロジェクトです。21年産は作付転換で飼料用米がものすごく増えた一方で、麦や大豆はあまり増えませんでした。大豆をやめて飼料用米を増やした産地もあったので、我われとしては国産需要のある麦大豆を増やしていきたいということで、排水対策などの生産性を高め

る技術を導入したり機械や施設の整備をしたりするところを支援するのが拡充の2つ目です。

——かつてメニューにあった緑肥への支援も復活するそうですね。

木村 3つ目は水田活用交付金の本体のところ、まず地力増進作物、いわゆる緑肥による土づくりの取り組みを支援します。近年、販売目的ではないという理由で支援対象になっていなかったのですが、コメから野菜や大豆に翌年いきなり転換するのは難しいという声を反映しました。緑肥を挟んで土づくりの期間において、有機栽培や野菜などに転換する取り組みに新たな支援措置を設けました。労働時間が少なくて済むという利点もあります。

複数年契約の「はしご」の正体

木村 また、新市場開拓用米というのはいわゆる輸出用米等ですが、長期にわたって取り組んでいただこうという趣旨で、複数年契

約で取り組む場合に上乗せの支援をします。

——複数年契約への追加支援については、飼料用米で減額されたという悲壮感が現場にありますね。

木村 20年産と21年産は飼料用米の複数年契約をされた方に10a当たり1万2000円加算する支援がありました。その要件を「3年以上の複数年契約」としていましたが、我われとしては3年間続けて支援しますとは言っておらず、毎年、締結した年や契約年数等の要件を決めています。

——継続的な支援を期待していた現場からは契約期間中の政策変更と受け止めているようですが。

木村 21年産で言えば、20年と21年に締結した、3年以上の複数年契約を対象にしました。3年間毎年もらえる」と間違っって伝わってしまった方が、「はしごを外された」とおっしゃっている状況です。——そんな「はしご」はそもそもかけていないということでしょう



農林水産省農産局企画課
水田農業対策室長
木村崇之氏

図1：2022年度水田活用の直接支払交付金のあらまし

◎拡充と見直しのポイント

生産性・収益性向上に向けた取り組み支援の充実化

●水田リノベーション事業

- ・予算額を大幅に拡充^{※1}し、対象作物に子実用とうもろこしを追加
- ※生産者向け支援：270億円（20年度補正）→410億円（21年度補正）

対象品目	単価
新市場開拓用米、麦、大豆	4万円/10a
高収益作物（野菜等）、子実用とうもろこし	
加工用米	3万円/10a

- 取り組み要件
- ①実需者との結びつき（産地・実需協働プランの策定）
 - ②低コスト生産等の取り組みの実施

●麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト

- ・麦・大豆の団地化、農業機械・技術導入に対する支援を強化（要件緩和・メニュー拡充）
- 支援内容：作付けの団地化に取り組むことに加え、湿害対策技術や先進技術等を新たに導入した場合、技術に応じて最大で1.5万円/10aを支援

●水田活用の直接支払交付金

- ・計画的な地力増進作物による土づくりの取り組みに対する支援を新たに創設（産地交付金配分：2万円/10a）
- ※有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取り組み
- ・新市場開拓用米の複数年契約の取り組みに対する支援を新たに創設（産地交付金配分：1万円/10a）
- ※22年度から締結した3年以上の契約

緑肥の活用推進

輸入用米等の支援

交付対象水田の扱い

- ・現行ルール[※]を再徹底（17年度からこのルールで運用中）
※以下のいずれかに該当するものは、交付対象水田から除く
 - ▶湛水設備（畦畔等）を有しない農地
 - ▶所要の用水を供給しうる設備（用水源および用水路等）を有しない農地 等
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（22～26年度）に一度も水張りが行なわれない農地は交付対象水田としない方針

各地域において、畑地化すべき農地は畑地化するとともに、水田機能を有しつつ、転換作物を生産する農地については、ブロックローテーションの構築に向けて検討

飼料用米・米粉用米の複数年契約加算の扱い

- ・複数年契約の取り組み率が約9割に達していることから、経過措置として、20年・21年からの継続分のみを対象に、22年は6,000円/10aを支援

多年生作物（牧草）への支援の扱い

- ・生産コストを踏まえ、播種を行なわずに収穫を行なう年の戦略作物助成の単価を見直し
- 播種～収穫を行なう年：3.5万円/10a
収穫のみを行なう年：1万円/10a

高収益作物畑地化支援の扱い

- ・高収益作物による畑地化を加速させるため、単価を見直し
- 高収益作物：17.5万円/10a
その他作物：10.5万円/10a

※畑地化（交付対象水田から除外）した1回限りの支援
※団地化や畑地化後5年間の継続作付け等の要件を満たす必要

水田活用の直接支払交付金

【令和4年度予算概算決定額 305,000（305,000）百万円】

＜対策のポイント＞

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、高収益作物の導入・定着等を支援します。

＜政策目標＞

- 麦・大豆等の作付面積を拡大（麦30.7万ha、大豆1.7万ha〔令和12年度まで〕）
- 実需者との結びつきのもと、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化
- 飼料用米、米粉用米の生産を拡大（飼料用米：70万トン、米粉用米：13万トン〔令和12年度まで〕）
- 飼料自給率の向上（34%〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 戦略作物助成

水田を活用して、麦、大豆、飼料作物、WCS用稲、加工用米、飼料用米、米粉用米を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援します。

3. 水田農業高収益化推進助成

都道府県が策定した「水田農業高収益化推進計画」に基づき、高収益作物の導入・定着を図る取組を支援します。

4. 都道府県連携型助成

都道府県が転換作物を生産する農業者を独自に支援する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で国が追加的に支援します。

5. 水田リノベーション助成

産地と実需者との連携の下、新市場開拓用米等の低コスト生産等の取組を行う農業者を支援します。^{※7・8}

※7 予算（20億円）の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定
※8 令和3年度補正予算「新市場開拓に向けた水田リノベーション事業」と一体的に執行

＜事業イメージ＞

戦略作物助成

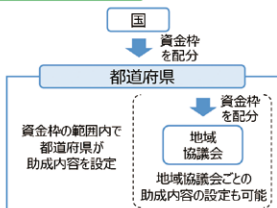
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物 ^{※1}	3.5万円/10a ^{※2}
WCS用稲	8万円/10a
加工用米	2万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a ^{※3}

＜交付対象水田＞

- ・たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外
- ・現場の課題を検証しつつ、今後5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地は令和9年度以降交付対象としない

- ※1：飼料用とうもろこしを含む
- ※2：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10aで支援
- ※3：標準単収以上の収量が確認された者には、自然災害等の場合でも、特例措置として、標準単価（8万円/10a）で支援

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物 ^{※4} の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約（3年以上の新規契約を対象に令和4年度に配分）	1万円/10a
飼料用米・米粉用米の複数年契約（令和2年・3年からの継続分のみ）	0.6万円/10a

※4：有機栽培や高収益作物等への転換に向けた土づくりの取組

＜事業の流れ＞宮農計画書・交付申請書等の取りまとめ



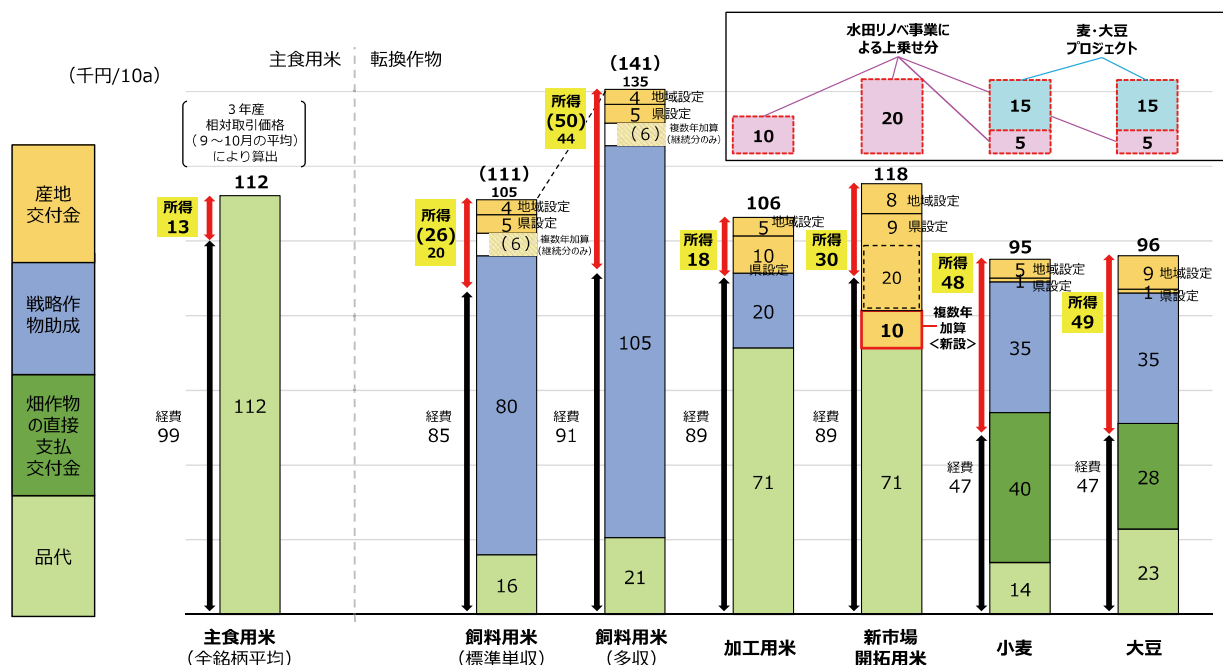
【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

水田農業高収益化推進助成

- ① 高収益作物定着促進支援（2万円（3万円^{※5}）/10a×5年間）
高収益作物の新たな導入面積に応じて支援。（②とセット）
- ② 高収益作物畑地化支援（17.5万円/10a）
高収益作物による畑地化の取組を支援^{※6}。
- ③ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）
子実用とうもろこしの作付面積に応じて支援。

※5：加工・業務用野菜等の場合
※6：令和5年度までの期限単価。その他の転換作物に係る畑地化は10.5万円/10aで支援

図2：2022年度における支援単価と所得のイメージ



※1 主食用米の品代は、相対取引価格（3年産9～10月の平均）（税込）及び水稲の10a当たり平均単収（農家ふるい目幅ベース）により算出。
 ※2 飼料用米の品代は、取組事例のデータ（30円/kg）及び水稲10a当たり平均単収（1.7mmベース、多収の場合は+150kg）により算出。
 ※3 加工用米、新市場開拓用米の品代は8,000円/60kgとして設定し、水稲の10a当たり平均単収（1.7mmベース）により算出。
 ※4 小麦、大豆の品代は、農産物生産費統計における販売収入（粗収益：副産物込）のH28～H30の平均（全国平均）。
 ※5 産地交付金の県設定および地域設定単価については、R3計画ベース（5月末）の平均交付単価。
 ※6 畑作物の直接支払交付金の平均交付単価は、小麦6,710円/60kg、大豆9,930円/60kg。
 ※7 麦大豆プロジェクトは水田麦・大豆産地生産性向上事業による団地化推進の要件を満たし、新規に営農技術を導入する面積について、事業に採択された場合に支援（最大1.5万円/10a）。
 ※8 水田リノベーション事業上乗せ分は、水田リノベーション単価（麦・大豆・新市場開拓用米：4万円/10a、加工用米：3万円/10a）と、戦略作物助成（麦・大豆：3.5万円/10a、加工用米：2万円/10a）・産地交付金（新市場開拓用米：2万円/10a）との差額。
 ※9 経費については、農産物生産費統計の全国平均（小麦、大豆はH28～H30の平均、その他はR2）及び聞き取りによる手数料及び流通保管経費等により算出。
 ※10 ラウンドの関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

木村：そうですね。今年の新市場開拓米の複数年契約も同じで、3年以上の複数年契約が要件ですが、これも3年間の支援を約束しているわけではなく、22年度に新たに締結した契約を支援します。翌年以降の支援がどうなるかはわかりません。そこはしっかり説明しておきたいところです。

牧草についても、播種を行わず収穫のみを行なう年の助成単価を10a当たり3万5000円から1万円に見直しました。この措置については「地代も払えない」「コントラクターへの委託料も払えない」という声も聞かれます。輸入牧草の価格が上がっている状況ですから、品代を含めた牧草生産の収支とその取引内容をぜひ見直していただきたいと思っています。

それにしても、飼料用米の10万5000円というのは、モラルハザードを起こしますよ。

木村：主食用米からの転換を進めるために飼料用米への支援を手厚くしたところ、転換は進みましたが、米価の下落も反映して飼料用米以外の転換作物との支援水準のバランスが悪くなってしまうと。水田リノベーション事業や麦大豆

プロジェクトで上乗せする部分も合わせれば、飼料用米より転換作物の所得は増えるはずですよ（図2）。でも水田農家のなかには、飼料用米が突出していると、大豆をやめて飼料用米に転換してしまうようなケースもあったと思います。複数年契約の単価の部分で支援バランスを見直しました。

「5年に一度水張り」を促しているわけではない

——見直しの部分の核心は「5年に一度水張り」問題ですね。

木村：現場で一番ご意見をいただくのは、この交付対象水田の扱いについてですね。田は、一般的に水をたたえるための畦畔のある耕地のことです。交付金の現行ルールでは「湛水設備（畦畔等）」を有しない農地」と「所要の用水を供給し得る設備（用水源および用水路等）」を有しない農地」のいずれかに該当すれば、交付対象から外すように決まっています。17年にこのルールが明確化されましたが、その前年に、今もはや水を溜められる状態ではない農地に水田交付金が支払われているのはおかしいという指摘を外部から受けたためです。

——用水設備はあっても、畔を取り合筆して平らにしてしまった圃場は、対象外になるんですか？

木村 生産性を上げるために一時的に畔を抜くということは問題ないです。もう用水もこないし、畔もないという場合には、すでに支援できない状態になっています。今回はその現行ルールを「再徹底」するという趣旨で、新たに「今後5年間一度も水張りが行なわれない農地は交付対象水田としない」という方針を示しました。その狙いは、各地域で畑地化すべき農地は畑地化し、一方で水田機能を有しつつ転換作物を生産する農地についてはブロックローテーションの構築に向けて検討していきましようということです。

——弊誌では水田の畑地化を長らく提言してきましたから、現行ルールの再徹底という部分は真つ当な取り組みだと思います。その一方で、読者にコストや労力をかけて畑地化を進めてきた生産者もいます。そこは「現場の課題を検証しつつ……」という部分ですか？

木村 いままでコメ以外の品目を作るための努力をしてこられた方々が、今回の見直しによって影響を受けるというのは、我われと

しても一番悩ましいところです。今回の見直しは、畑作物が定着したところは畑地としていく、一方で水田として残していくところは連作障害が起きないようにブロックローテーションを促すというのが狙いです。ですから、原則は5年に一度水張りをしていただきますが、それに伴う現場の課題については今後検証していきます。

——装備があつて技術体系が整っていれば、復田して米を作ろうと思ったらず、できます。水田は水の張れる畑だと主張してきましたし、耕作放棄地は山に戻せという立場で語ってきました。この5年間は大きいですよ。主食用米が不足する未来もあり得ますから。

木村 今後5年間で畑地になっていくところも出てきます。そういうところへの支援をどうするかという議論も必要になってくるでしょう。まじめに取り組んでいる方を支援していきますし、耕作放棄地を増やしたいわけでもありません。ただ、水田政策でできるのは、水田を畑地に変えるところまでです。畑作物や中山間地域、耕作放棄地、土地改良区まですべてを水田政策で支援するのではなく、関係部局とともに、望ましい政策の

あり方を省全体で考えていかなければならないと思っています。

はつきり申し上げておきたいのですが、農水省は「5年に一度水を張る」ことを促しているわけではありません。交付金の要件を満たすために水を張るということを勧めています。交付金をもらうために水田を維持するというのは、需要のある作物に転換するように誘導しているいまの水田政策に沿った考え方ではないと思います。

水田政策の限界とトータルで考える必要性

——米改革大綱で変わったはずなのに、いつの間にか転作交付金という形で高米価政策が維持されていますが、コメの値段が下がるのはまともなことだと思っています。交付金に税金を使われて、なおかつ高い米を買わされている消費者は往復ビンタを食らっているのではないのでしょうか。高く売れるコメは、その値段で買うお客さんがいるから成り立つだけで、交付金や補助金でどうこうするのは普通に考えたらおかしい話です。

木村 生産者の皆さんには交付金や補助金をもらって当然という感覚ではなく、需要のあるものを作

ろうというマインドを持っていたいただきたいですね。

——現実的にコメの供給過剰という問題があつて、その原因の一つに親戚縁者に無料でコメを配っている農家があって、その人たちに合わせた政策をやっている限り、日本農業の未来を農水省がなくしているのではないのでしょうか？

木村 我われは1970年から減反政策のなかで、米作りから転作をした人に対して支援を続けてきた経緯があります。それを突然止めたら廃業を迫られる人が出て、それこそ日本農業が失われていくということになりますので、交付金をなくすわけにはいきません。米政策も時代が変わり、18年からは主食用米の生産数量目標の配分をしなくなりました。いままでの経緯を踏まえてコメ以外の品目を作付ければ、当然交付金が支給されるという政策のままだったところを、需要のあるものが何かということを自ら考えて作る生産者を応援する政策にしていかなければなりません。時間はかかりますが、今回の見直しはその一環だと考えています。

——現場にとつての5年と政策的な5年にギャップがあるように感

じます。北海道の勝部征矢さんが掲げていた「駄農征伐」の話はすごく重要で、将来的に誰が穀物を作るのか。農家数ではなく、農業

経営者の数で議論していかなければ、意味がないですよ。交付金で

技術投資をしている人たちと、国に認められて交付金をもらっているという感覚に陥っている人たちがいるなかで、誰を応援していくのかという視点も必要ではないでしょうか。

木村 需要があるものを作ろうとしている優秀な農家が出てきていますから、そういう方々が今回の見直しで影響を受けるようなことがあれば、いままでの積み重ねが無駄になってしまうので、そこは水田政策以外の施策も併せてトータルで考えていく姿勢を我われとしても持っていたいと思います。

——水田活用の交付金の枠だけで水田経営全体を解決するのは無理だと思えますよ。大変失礼な言い方になりますが、農水省内で問題意識をトータルで考えているようには映っていません。

健全な交付金のあり方とは

木村 土地利用型の品目はとくに交付金なしでは誰も麦も大豆も作

りません。一方では国産で一定程度賄うべきだという国民からの要請もあるので、それに応えるためには交付金は必要です。

——それこそ飼料用米の市場は限界に達しているのでは？

木村 飼料用米は2030年に70万tに増産する基本計画の目標に近づきつつあるのですが、飼料メーカーのニーズはその倍近くあります。

——それは安く買えるからという話ですよ。一時期、試験研究機関が飼料用米の価値を持ち上げていましたが、餌にしてまで日本の政策産物としての米を維持するというのが果たして日本農業の将来のために良いのか。主食用米の値段を上げるために畑地化をしているわけではなく、農業が社会のために安定的に成長するためにバランスが変わっていくのが自然で、米が神棚に上がり続けているということですよ。

木村 交付金のおかげで安く買えるという点は否定できないですね。ただ、我われも財務省からの指摘を踏まえて場当たり的に見直しているのではなく、水田政策の将来を考えて政策を作っています。

——水田は、世界に誇れる素晴らしい生産設備だと思うんですよ。全国的に維持し続けて来られたのは日本が先進国だからでしょう。ほかの国々では、水を持ってきてもその分捕り合戦になっていきますから。水田転作が府県でも伸びないのは交付金に煽られて、コメ以外の作物に真面目に取り組まなくても困らないからです。

木村 コメ以外の品目を同じように作付けしても、水田と畑では交付金の名目が違います。水田では作付転換が進むように、主食用米と同等の所得となる交付金単価が設定されています。それに対して畑作物の交付金は輸入品との条件格差を埋める名目で、標準的な生産費と標準的な販売価格の差で額（ゲタ）が決まります。畑ではそのゲタの部分しかもらえませんが、水田ではゲタと交付金の両方をももらえます。

——水田への支援が手厚すぎるから、畑地化が進まないんですよ。畑作の経営者のなかには水田だと余計に交付金をもらえる状況をおもしろくないと思っている人もいますから。

木村 我われとしては、元水田でも畑でも畑作物が定着しているのであれば公平に生産できる状況、

環境にしていくな必要があります。不公平な状況のままでは、若い人の意欲はなくなりますから。

——産地交付金も不公平を生んでいる部分があるのでしょうか？

木村 産地交付金も水田でしか受給できません。各県や地域で支援内容を設定する仕組みなので、そもそも交付金単価が一律ではありません。そういったところでも不公平が生じないようにしていくことが大事だと思います。

——府県の条件不利地、あるいは圃場が小さいから仕事にくいといった部分にも反映できる仕組みを歓迎したいですね。リノベーション事業の枠を増やしていくことで健全化を目指していこうというつもりですか？

木村 おっしゃるとおりです。需要に応じた生産をしていただきたいので、市場シグナルが効くようにしたいと思いますが、交付金を減らすと農業を続けられない人が出てきてしまいます。みんなが受給できる交付金と、頑張る人が手を挙げて採択されたら受給できる補助金と、そのバランスを取りながらやっていくことだと思います。

——ありがとうございます。

先鋭化する「米生産調整としての水田転作」と後退する「水田活用として水田転作」

転作補助金を受け取るには、今後5年以内の水張りが必要——この政策転換が意味するところは、水田転作について、米生産調整への貢献を評価する色合いが強まり、水田活用への貢献を評価する色合いが弱まることにある。

政策転換直後の現在、本稿では先行きは不透明な現状や、水田転作の歴史を説明するとともに、政策転換がもたらす影響を予想し、今後の課題について説明する。

1 トーンドアウンしつつも見通し不明瞭な水張り要件

農林水産省は2022年8月、22年度概算要求で、「水田活用の直接支払交付金」のおもな柱である戦略作物助成と産地交付金について、「長期間水田（水稲作付）として活用されていない農地の扱いについて、予算編成過程で検討」すると付記した。この要件は当初、「過去5年間で一度も水を張っていない田」を除外する方針が示され

たが、野党から修正を求める声が上がった。そして、政府・自民党は11月、「過去5年間」よりもトーンダウンして、「今後5年間で一度も水張りが行なわれていない」水田は対象から外すという具体的な内容を固めた。

ただ、来年以降も継続するかは未確定である。12月の参議院農林水産委員会では、現場の課題や意見を確認しつつ5年後までに方針を決めると、農林水産大臣や農林水産省農産局長が答弁した。衆議院予算委員会でも同様の見解が示された。

「減反廃止」が謳われた18年の政策変更をめぐっては、飼料用米の定着状況を見て行なうという留保条件を付けながらも、大した検証もなく、なし崩しに政策が変更された経緯があった。同じように、水張り要件について、現場の課題や意見が実質的に汲み取られるのか、継続を前提に形式的な調査などにとどまるかは不明だ。

2 米生産調整を中心とした日本の水田政策

本稿では、今後5年以内の水張り要件が継続した場合を想定して、22年の政策転換が持つ歴史的意義や影響について論じる。

水田施策では、水田転作と米生産調整が同じ重みで推進されてきたわけではなく、あくまでも米生産調整が中心に据えられてきた。

米生産調整は1969年に始まった。食管法により国がコメを買い取っていた当時、休耕も含めてコメを作らない田に補助金が出すことは、コメ余りに伴う財政赤字よりも、安上がりだったのである。補助金を出すのであれば、何か植えたほうが良いということで、次第に米生産調整は転作作物に対する補助金が基本となった。これが、水田転作に対する補助金という、田ならではの補助金の始まりだ。

当時はコメの自給を達成した直後で、凶作やコメ消費の拡大によ

って、コメ不足に戻る可能性もあった。このため、水田転作は休耕の延長であり、いざという時に水張りして主食用米を作れる状態で田んぼを維持する役割があった。

その後、78年には中長期的に見通した本格的な施策として水田利用再編対策が講じられ、国は米生産調整と水田活用の併進を目指した。70年代の世界食料危機を背景に、水田転作は、いざという時に主食用米を作れる田を残す役割を引き続き持ちつつも、中長期的視野に立った転作作物の振興に力が入れられるようになり、田での小麦や大豆生産などが増えた。

ところが、78年は、財界からの農政批判が口火を切った年でもあった。転作補助金はとくに批判の対象となり、転作補助金（名目ベース）の総額は82年をピークに減る傾向となり、転作補助金にできるだけ依存しない米生産調整が模索されることになった。

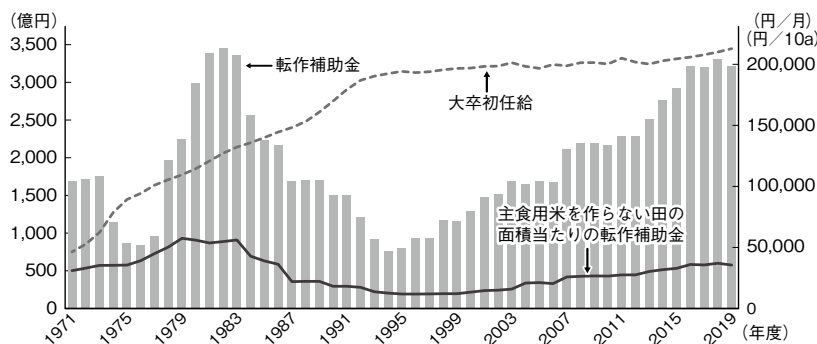
その後、95年に食管法が廃止さ



(一財)農政調査委員会
調査研究部
専門調査員

小川真如

図1：転作補助金と大卒初任給の推移（名目値）



注：農林水産予算、賃金構造基本統計調査などを基に筆者作成。補正予算は成立年度に含めた

れ、新たに食糧法が制定された結果、コメを作りすぎれば国の赤字が増えるという構造は解消された。これにより、財政赤字を減らすために始まった米生産調整は、米価安定という農業経営者自身にとってのメリットを重視してPRされるようになった。

さらに、食料・農業・農村基本法の制定や、2007年から08年の世界食料危機も背景に、食料安

全保障や水田の多面的機能の発揮という位置づけも強まった。

3 誰のための水田転作か

水田転作の特徴は、①主食用米の需給を調整するという役割、いわば米生産調整としての水田転作と、②いざという時に主食用米を作るといふ食料安全保障や多面的機能から見た役割、いわば水田活用としての水田転作、の大きく二つの性格を持つてきたことである。

また、水田転作が持つ私益的役割と公益的役割とに分けて考えるならば、私益では主食用米の抑制に伴う米価の安定と、水田転作に伴う収入の確保がある。公益では主食用米の安定供給や食料安全保障、多面的機能がある。これらのうち、私益については割り引いて考える必要がある。

まず、米価の安定とは、完全なる農業経営者の私益ではなく、食糧法時代には財政負担の軽減という公益的な役割を持っていた。また、消費者へのコメの安定供給という公益的な側面は、食糧法以降も有している。さらには、一個人が米生産調整に協力しなくとも自身のコメの値段に影響しない。こうした事情から、米価の安定とは、

公益的な役割を強く持つており、米生産調整に対する政策的介入の理由にもなってきた。

しかも、水田転作が発揮する公益的な役割について、それに見合うほどの転作補助金が交付されているわけではない。図1は転作補助金の推移である。主食用米を作らない田の面積当たりの転作補助金（名目値）は、ピークの1979年を上回らない。大卒初任給との乖離から確認できるように、実質的な転作補助金は少ないままだ。

4 水田転作をめぐる現場の「やりがい搾取」

水田転作の支援で興味深いのは、米生産調整のみならず、水田活用による公益的意義が強くPRされてきたことだ。たとえば、経営所得安定対策（執筆時点）は水田活用を次のように説明している。「国土が狭く、農地面積も限られている我が国において、国民の主食である米の安定供給のほか、食料自給率・自給力の向上、多面的機能の維持強化等を図るためには、持続性に優れた生産装置である水田を最大限に有効活用することが重要」

げられつつ、安い補助金で水田転作が実現されてきたことは、農業経営者にとって水田転作は公益的意義があるという自負を育んだ。

一方、国からみれば強制という手段は使わずに、より安い財政負担で米生産調整の誘導や水田の維持に成功してきた。批判的にいえば、水田活用の公益性を論拠に農業経営者を鼓舞しつつ、できるだけ少ない転作補助金を設定してきたのだ。これにより、農業経営者のやりがいを搾取するかのようない形で国民全体が安価に水田転作の持つ公益的役割を享受できる仕組みが続けられてきたのである。

5 米生産調整と水田活用をめぐる水田転作のジレンマ

水田転作は米生産調整に貢献する。しかし、財政負担からみれば、水田転作した田に補助金を出すよりも、荒れ果てたり宅地になったりして無くなっていく田や、何も作らずに補助金も受け取らない田が増えていったほうが都合が良い。このジレンマは、主食用米の需要が低迷し、予算の制約があるなかで、より鮮明となってきた。

象徴的なのが08年に始まった「水田フル活用」だ。当初は自民

党が示した用語だったが、民主党にも実質的に引き継がれた。水田フル活用はかつて、米生産調整と耕地面積の向上を意味していた。転作物物の本作化の推進によって、水田活用を増やし、結果的に米生産調整が実現される水田利用が構想されたのだ。しかし、14年度以降、耕地利用率の向上という意味合いは薄れていった。

たとえば、水田フル活用を象徴する飼料用米の場合、当初は麦・大豆に適さない田や地域での振興が掲げられていた。何も作られていない水田を減らし、耕地利用率を上げようとしたのである。だが、その後、飼料用米は主食用米からの作目転換、つまり、米生産調整を推進する作物としてPRされるようになった。

飼料用米には戦略作物助成だけみても10a当たり最大10万5000円が交付される。この補助金単価を実現できるのは、飼料用米より安い補助金単価による水田転作や、休耕田など転作補助金を受け取らずとも主食用米が作られていない田が存在するからだ。

「水田フル活用」といえば聞こえは良いが、14年度以降は、いかにして主食用米と競合できるような

農作物を作り出すために補助金を講じるかという性格を強めた。現在の水田転作を支援する政策は、米生産調整としての水田転作を評価する意味合いの純粹さが再び増しているのである。

6 今後5年以内の水張り要件の狙いと歴史的意義

筆者は、今後5年以内の水張り要件の狙いは二つあるとみた。

まず、もはや田に戻れそうもない農地の厳格な除外である。田の機能を喪失した田は、転作補助金の対象外であることは従来からの方針であり、とくに17年からは要綱などで徹底されてきたが、これがより厳格化されることになる。

次に、転作補助金がなくとも主食用米を作る見込みがない田への補助金をカットすることで、転作補助金をより効率的に主食用米の減産につなげる目論見だ。従来、不作付地などへの転作補助金を禁止することで取り組まれてきたが、今後は転作物物を作付けしている田からでもできるだけ転作補助金をカットするという狙いがある。

この政策転換の狙いは、米生産調整と水田活用をめぐる水田転作のジレンマに端を発する。主食用

米需要の減少傾向の強まりと予算制約の板挟み状態での米生産調整の推進方策として首肯できる。しかし、農業経営者に公益的な印象を持たせつつ水田転作が推奨されてきた歴史を振り返れば、混乱を生じさせるものでもある。

7 「水を張れる」と「水を張る」とは大違い

水張り要件が制度の枠組みに与える大きな影響は、転作田に水を張るタイミングが、いざという時から、5年以内に変わったことだ。

1978年以降の水田転作は、いざという時に水を張ることを想定しつつ、同時に、その場しのぎではない転作物物の定着が目指されてきた。新規需要米では水を張るが、その根底には、いざという時に主食用米を作ることができるといふ一貫した考え方があった。一方、今後5年以内の水張り要件は、従来の方針を覆すものだ。

水張り要件を満たすための主食用米生産は、主食用米の需給緩和を招くため、これを抑制する措置が取られると筆者は予想する。ただ、主食用米が需給緩和しない場合でも、中長期的に水を張らない前提で推進されてきた水田転作に

大きな転換をもたらす。

水張り要件は、文面どおりならば、果樹や花き、施設園芸、水田放牧なども対象だ（執筆時点）。水田活用の直接支払交付金を継続して受給するには、果樹の抜根、園芸施設の撤去、放牧の中断が必要となる。

これらの圃場は、有事が発生して、いざという時に水が張れるものの、基本的には水を張らないことを前提に営農を継続してきた圃場も多い。いざという時に「水を張れる」とことと、実際に「水を張る」とこととの間には、大きな隔たりがあるのだ。

この隔たりは、従来の政策の方針や、生産の効率化のため畦畔の一次的撤去を認めてきた政策運用の実態に、農業経営者が対応してきた結果として生み出されたものだ。従来の政策に呼応して、畑的利用の定着に努めてきた農業経営者ほど、今後5年以内の水張り要件は、はしごを外され、これまでの努力を蔑ろにされたような感情を抱かせると考えられる。

とくに、土地利用型の麦、大豆、飼料作物などの生産は、水田活用の直接支払交付金への依存が大きいほか、農地の維持・活用や、国

土の荒廃防止、食料自給率向上の面で役割が大きい。制度変更に伴う水田転作の撤退や意欲の減退が危惧されることであり、食料安全保障や国土利用といった大局的な視点が抜けないよう注意して制度が運用される必要がある。

8 田畑輪換の普及よりも水田転作からの撤退が進む

5年未満のサイクルの田畑輪換では、今後5年以内の水張り要件が影響しない。このため、政策変更によって田畑輪換が増える可能性もある。しかし、これまでの田畑輪換の普及実態を鑑みるに、水張り要件は田畑輪換の普及よりも水田転作からの撤退を招くケースが多いと予想される。

筆者が現地調査や電話調査した範囲では、たとえば北海道の田で畑作物によるブロックローテーションが定着している地域については、土地改良区の賦課金の負担感が増す不安が聞かれた。また、牧草生産圃場の多くで田の機能が喪失しているため、交付金対象となれば飼料生産を継続できないという声も聞かれた。この場合、転作補助金受給のルール違反も想像されるが、同時に、畜産農家から

急激な制度変更によって国産飼料が使えなくなる不安が聞かれたことに留意が必要だ。水張り要件は農地利用の今後も含んだ総合的な観点からの検証も必要である。

中山間地にある集落営農Aは、比較的開けた場所の田で麦・大豆をローテーションし、食味の良いコメを生産できる山間の田で主食用米を生産している。集落営農Aの代表は「麦・大豆が転作補助金の対象外となれば、麦・大豆の生産継続は難しい」と話す。開けた圃場で主食用米を作れば水張り要件は満たせる。しかし、これまで食味を武器に直接販売で販路開拓してきたため、一時的とはいえ生産圃場を変えることは、契約を長年続けてきた取引先との信頼関係に直接影響してしまう。

一時的な水張りは、農業経営者が築いてきた作付体系や販路、花き、芝など幅広い品目の流通にまで混乱を生む可能性がある。また、転作補助金の受給を前提に農地集積した大規模個別経営や集落営農では、水張り条件が、農地貸借の契約見直しや契約解消に直結することもあり得るのだ。

また「水張り要件は気にしていない」と話すのは転作田でアスパ

ラガスを施設栽培するB氏だ。産地交付金（10a当たり1万5000円）が受け取れなくなっても、高収益作物の生産には大きく影響しないという。とはいえ、その圃場では、いざという時に主食用米を作れるよう管理を続けると話す。

こうした転作田で水が張られないことは、国全体でみて転作補助金の削減になり、米生産調整のため飼料用米などに講じる補助金の予算確保につながる。しかし、その構造は、食料安全保障などA氏の水田転作によって発揮されている公益的な意味合いを無償で国民が享受することで成り立っている。

9 先鋭化する「米生産調整としての水田転作」

米生産調整と水田活用の併進は、主食用米需要の減少傾向の強まりと、予算制約によるジレンマを抱えてきた。水田フル活用も14年から再び米生産調整としての水田転作を重視した方針に変わるとともに、22年の水張り要件によって、米生産調整としての水田転作の性格が先鋭化している。

本稿では水田転作の共同性・協同性のや農協に触れなかった。なぜなら、農協を論じたり、農協を

スケープゴートにしたりして済まされる話ではない、米生産調整と水田活用をめぐる水田転作のジレンマにこそ問題の本質があるからだ。米生産調整と水田活用の両方を標榜しながら水田転作を推進する方法は限界にきている。

現在、夏場に主食用米を植えていない田のうち31%は不作付けである。一方、水田フル活用と称して、主食用米を減らすための単価の高い飼料用米などへの補助金は続いている。もはや米生産調整と水田活用の併進は理想の世界であり、現実的には双方を切り離した政策が必要となっていくだろう。

水田転作が果たす公益的役割は、転作補助金のみならず、農業経営者のやりがいにも支えられてきた。さらに、水張り要件を満たさない水田転作が生まれることで、農業経営者の生産行為への見返りが無い形で、公益的役割が発揮されるケースが増えると予想される。今後、農業政策には、水田転作に対して農業経営者がこれまで以上にやりがいを感じる雰囲気醸成する方針もあるが、より進むべきは、水田活用の公益的役割への適切な評価に基づく水田転作への支援という方針ではないだろうか。

将来的な水田農業ビジョンについて

ご意見を多数いただきありがとうございました。そのなかの一部をご紹介します(本文中敬称略)

水田農業者の声

(30ha以上・転作率50%以上)

● 転作にしても機械の助成にして

も、農家の要望を聞いて採択してくれたら、必要な作物を作れるようになる！ 現状はこの補助金があるから何を買おうという発想になっている農家が多い気がする。「機械はいらないから圃場整備をして欲しい」という人もいるし、ニッチな作物を作っても助成対象になって欲しい。子実トウモロコシも数量払いにしてくれたら、もっと生産拡大できると思う！ ホントは助成なしでも経営が成り立つようにしていけるといいのやけど！

(三重県・森和彦)

● まずは1000ha以上を集積し、作業機械も高度大型化し、子実トウモロコシなど含めた穀

物主体の輪作体系を実践していく。山間地の条件の悪い農地は、作物ではなくエネルギー生産のインフラとして活用する。炭素クレジットも仕組み化したい

(鳥取県鳥取市・徳本修二)

● 水張りしない田は交付金除外のようなことをされると立地条件等で面積の集積化が整っていない環境で営農する弊社ではなかなか低コスト化が図れない。それでも団地化を推進しているの、自腹で数少ない隣接田(段差あり)をくつつけて効率化を図っても、いずれ水稲に戻すならばさらにコストがかかる。小さい田の中で営農し続けるというのは厳しい。では、効率化が図れない田は地主に返せばいいのか。近くの農事組合法人や組織に相談してもやらないとのこと。間違いない耕作放棄地になるでしょう。なぜ1ha田以上の環境が整ったところに、2haの

団地化すればさらに交付金が出るのか、理解できない。お金の使い道が違うのでは。ただでさえ、低コストが図れる環境にあるのに。努力しようがない環境下で農地を守る人のことは見捨てているのだと思います

(岩手県花巻市・匿名)

● 価格政策から所得政策への転換を！ ただし、かつての「戸別所得補償」がすべてではない。「基本」は農地政策、「大規模」には経営発展政策、「中山間」には地域政策、「法人」には雇用含む産業政策を！

(新潟県新潟市・匿名)

● お米については心配しなくても、農業人口は激減してきます。飼料用トウモロコシなどは、保管設備から用意しないと無理かな、粉碎もあるし。麦、大豆もお天道さんにはかきません。収量が安定せずDONなど、病気が心配です。すべての作物は

余るほど作付けしても、結局収穫する時に潤沢であるかが大事で、今年の冬は寒さで野菜など高値だと思えます。これだけ天候不順だと農業はリスクしか無いですよ(笑)。それでも離農しないのだからマゾなのか(爆)。

いずれにしても、今後の農業は燃料、肥料、鉄鋼資材、飼料、すべてが入手困難になっていきそう。そのなかでどう経営をしていくか。売り先のない物(とくにコメ)は作付けない。天候に左右されない施設での農業、家畜糞尿の有効活用など、考えなければいけないことがたくさんありますよ(千葉県・山田一洋)

● 米の消費は激減しているのに、そのほかの穀物、飼料作物などは供給不足！ もう少し畜産側の現場の声を水稲経営者たちに届けられるようになれば良いのだが！ (栃木県・黒内智治)

● まず早急に水稲の生産量が適切な数量になるまで調整すべきだと思います。そして転作田は消費に対してさまざまな対応ができるよう、改良すべきと思います。転作田の可能性は無限大。水稲生産の零細農家が突然、大規模

施設園芸農家になることもあり得ると思います

(北海道厚真町・堀田昌意)

●飼料用米や稲WCS、飼料作物(トウモロコシ)等への作付転換をして畜産農家と連携を深め、堆肥供給から飼料供給までの循環を作りたい

(宮城県栗原市・匿名)

水田農業者の声

(30ha以上・転作率50%未満)

●米価が下がると転作が進むので、価格維持をやめて転作への交付に集中すべき

(愛知県・尾崎大作)

●地域的に水田転作は現在皆無な状況。このまま農地を借り受け続けたとして水稲のみで営農するのは不可能に近い。その一番の理由は、集積と大規模化(一筆)が一向に進まないこと。畑地でもそうだが、どんなに努力しても最後は農地という壁が大きく立ちほかかる。

ありきたりだが、「水の張れる畑」水田」と考えれば水田転作は非常に魅力的。機械化が進んでいるため、穀物に限らず野菜等も選択肢になる。出口さえ

しつかりしていれば何を作付けしてもいいし、作物・営農面でもさまざまな選択肢が拡がると思ふし、そうならないと面白くないし、生き残れない。ネックはなんと言つても農地。農地が広大で整備されていれば多少の人材不足はカバーできる

(茨城県坂東市・匿名)

●自立した経営者として農業者が育つ環境を早急に整えてほしい。このままでは、誰も残れない。仲良しクラブ的組織は、整理すべきだ

(宮城県角田市・匿名)

●地域の状況に見合った取り組みを独自に作っていききたいと思ひます(福岡県鞍手町・遠藤幸男)

●畑作物の新しい交付金を作つて、水利を切り離れた基盤整備で財政支出を抑制して、その分をその新しい交付金に当てられないのだろうか？ 水田に縛り付けられた畑作物は生産性が上がらない。水田の維持と同様に、水利を維持するのはこれからの米消費量からして無理がある

(岩手県北上市・佐藤孝志)

●米の消費が落ちているのは当たり前。浅層暗渠を仕掛けられる地区では、コメなり大豆なり牧草なりを柔軟に生産できたら良

い。排水路が不十分な地区ではどうするか悩んでいるが成功例をつくつて突き進みたい。変化する気はあるし進む道はある

(千葉県茂原市・匿名)

●山は山に返す。田んぼには柳が生える。田んぼは森に帰る。もはや開墾。公務員と自衛隊と建設業者が農業やるようになる

(青森県・盛政太)

水田農業者の声

(10~30ha・転作率いろいろ)

●国費は農地の基盤整備に使ってもらいたい、それには地主、高齢の耕作者、駄農……これらを国を挙げて整理してもらいたい。まあ、犠牲が大きすぎてできないだろうけども……

(北海道・匿名)

●地元では、未整備田で水路の整備も悪い……大変なことを大変そうに動くことが大好きな年配者が多いので、いつも政策に取り組むには、ほかの地域の何倍も努力をしなければなりません。なので、地元では未来が明るいのか見えません。だから、地元でこだわらないという考え方をするようになってきました

た。全国あちこち走り回っているといろんなことが見えてくるので、何か地元で使えるネタはないかとアンテナを張っています。今後は人材不足等で、物流も自分たちで輸送しなければならぬ時代が来るかと……(中略)優良中古機等を購入するとしても、なかなか中古機を運んでくれる運送屋さんはいません

(福岡県那珂川市・結城良裕)

●企業並みの所得があれば若い人材も増えるのでは？

(山口県山口市・徳永芳夫)

●中山間地を中心に離農し、耕作放棄地が増えるが、平野部も例外ではない。いつか食糧の輸入ができない環境に対応し、国産消費を拡大しつつ、安全保障の観点からも国内生産量を維持するためにも、今後の水田利用については適地適作を配慮して進めて行かなくてはならない

(新潟県長岡市・金子健斗)

●国土としての農地を次世代に受け継ぐためにどうあるべきか？を考えていただき、複雑な補助金はやめた方が良く考えます。農家数をもっと減れば、直接補償制度の導入も検討できるので、農地は所有して運用する

ものではなく、耕作する人のためのものである。という考えが浸透するような施策をお願いします。このままだと、農地は連たん化せず、耕作者より所有者の意見が通り、何も変わらないかと

（新潟県新潟市・匿名）

お客様と直接つながり、その絆をいかに強固にしていけるか？

顧客の方だけ見て、顧客がどうしたらワクワクして、自分自身もワクワクできるか？ それだけ考えて経営したい。そのなかで、補助金などあれば、貰えるものは貰います！

（新潟県新潟市・匿名）

● 防災上、治水としての水田機能の維持は、私の地域では不可欠（愛媛県の豪雨災害による被災地域なので）。粗飼料ワラの提供も、地元畜産関係者には不可欠。なかでも子実トウモロコシ等の濃厚飼料も期待されていて、米・麦・大豆・トウモロコシの輪作体系には大きな可能性を感じる。さらに、土地利用型農業は、農地保全として労働投下時間も少なく、一人のマンパワーでカバーできる面積も大きく、人口減少フェーズでは日本の地方における最良の選択肢と考えてい

る。大都市のマーケットに近いエリアほど高収益作物を、マーケット遠いエリアほど保存性の高い穀物を、そんな生産のエリア分けが確立されることを願う

（愛媛県西予市・匿名）

● 水稻を主体とした水田作と、畑作的作物とした水田作の土地利用のあり方について作物の需給をもとにした方策づくりが必要だと思う（広島県庄原市・匿名）

● まず、コメの価格維持政策的な交付金を止める。農産物の需給状態（輸入量）等を鑑みて、必要なものを生産振興（誘導）する政策体系にする。水田以外で（畑で）栽培できるものを作付けする場合、「水田だけ」の優遇策を止める

（栃木県小山市・末柄淳）

● まずは補助金の出し方が偏っている。新規就農とか営農などの肩書きに出やすい。たとえばそれらが金目当ての「駄農」でも、農地の集約化とか経営の効率化と題目を唱えて（補助金を増やすために）、真面目な個人の農地を剥がしに来る。

無茶を承知で言えば、補助金をやめる（たとえば5年期限とか）。そこで残った経営体と放棄

された田を見て次のステップへ

（兵庫県稲美町・匿名）

● 地域ごと、条件が全く違います。どんな転作であっても、いろんな角度から評価して、もっと十分な手当てを、個人個人にするべきです。協議会単位では、相手にされていない感じがします。とくに産地化のできていない孤獨な集落では僕らのような……

（島根県益田市・佐原宏臣）

畑作・施設園芸・畜産等の 農業者の声

● 場当たりのな変更は、野菜、畑作に影響します。5年ごとに見直ししなければいけないような短期目標の政策ではなく、20年、50年、100年先を見た政策であって欲しいです

（北海道芽室町・匿名）

● ブロックでまとまって、水田ブロック（用水路）、野菜ブロック（かん水ポンプ）、小麦大豆ブロック（水設備無し）といった形にして、有限な水の使い方や仕事の効率化をしていければ、農業はもっと良くなると思っています（岩手県北上市・馬場一輝）

● 大豆、麦、トウモロコシ、野菜、

果樹栽培など畑作に適さない湿地地域と、それらの栽培に転換容易な乾田地域とでエリアを分け、圃場条件と地域に合わせた政策をとるべき。しかし、これをやればJAの抵抗にあうだろう。さらに議員の反対もあるかも（茨城県牛久市・櫻井宣育）

● 2017年頃までは日々コメ需給を眺める生活をしていましたが、完全に離れた立場から眺めてみると、まだコメの需要には下落の余地があるのではないかと心配になります。

5年ほど前は確か外食化比率は6割弱でしたが、最近の外食機会的大幅減は家庭調理では受け止めきれないはず。頑張るって家庭炊飯している方々も、徐々に調理の負担から離れてしまいかもしれません。調理・加工を代行して提供しないとコメも需要の底支えすらできないはずですが、加工原料用の農産物の供給力では、コメに限らず、海外に対抗できる気がしません。将来的な農業ビジョンの上にある水田農業ビジョンだといいのですが、「もう国をあてにしない」というメッセージとも受け取れます（山梨県・匿名）

●「コメが余り、農家数も多く、転作したら補助を出す」という時代は終わった。コメは余り、農家数は減り、一戸当たりの耕作面積が増えて、コメ作りに適した圃場ではコメを作れば良い。それに適さない農地は、畑地化し水田としてのカウントは外すが、優良農地としてきちんと評価してほしい。とくに府県の我われ畜産農家の扱いは酷く、規模拡大以外の選択肢をほとんどなくし、輸入飼料への依存が高まった結果、コロナ禍の飼料高騰で廃業の危機にある。この事実を農水省の畜産部はどう考えているのだろうか。地域の多様性を維持し、国民の負託に応えるためにコメ偏重、地主優遇についてこの機会だからこそ真剣に考え、改める必要があると思う

（茨城県稲敷市・上野裕）
●零細中小規模の農家が多いなか、ほ場整備も進んでいないので閉塞感がある。農地の交換分合には抵抗感がある農家や地主も多いので、解決方法は時間の経過とほ場整備のみだと考える。ただ、多様な兼業農家を含む担い手が、地域の環境を整備

している現実もあるので、一手に集約が進むことへの恐れもある
（岩手県北上市・匿名）

●水田に資源が集中していて、無能エセ営農組織・営農者が充滿している。いままで十分な保護政策がありながら、コメが30%くらい下落しただけで肥料代も支払いができない哀れな姿が暴露された。中国からの肥料が入ってこなくなり肥料費が高騰。この原因を安倍前首相が失閣諸島・台湾問題で中国をけん制したためだと真剣に思っているレベル。いままでどれだけ自民党にお世話になっていたの？と。まだ、〃してやってる感〃が農家言葉のあちこちに……誰もあなたに頼んでませんから！勘違いさせてしまう政策が原因。「農地は国民の共有財産」——これを利用して経営判断に基づく生産をできる経営者による「水田に特化しない農業ビジョン」が望まれる
（福井／北海道・片岡仁彦）
●外食業では、原材料価格が高いわりに安い店が「家賃の味がする」と言われる。転作田の畑作には転作田補助金が経営上必要だが、転作補助金を得るために

は水利権が必要で、水利権の取得費用として土地改良区へと金が出る仕組みがある。だが、根本的には畑作そのものへ補助金を出すのが筋だ。

水利権を得るために用水路の草刈り等を課されるが「利用者負担」の原則を逸脱している。使わない水路の草刈り、土地改良区へのお布施、邪魔でしかない水路。転作田のある畑作から見れば「水田作は家賃の味がする」ように見えてしまう
（北海道・匿名）

●現状では転作田で小麦や大豆（ビートも）を作ると、畑地では比べものにならないくらいの収益の差がある。元を質せば、転作田での経営安定化対策（ゲタ）と水田活用交付金との二重取りが原因で、我われ畑作農家としてはそこが一番の不満である。転作であれ畑作であれ、同じ作物を作っているのであれば、同等の収益性に落ち着くような仕組みになるべきだ。
とはいえ、畑作とは違い、転作田に関しては水利関係で多大なコストがかかるのは承知している。その部分のコストは各転作農家への水田活用の交付

金からではなく、国から組合組織等への直接支払いにして、地目による交付金格差をなくすことはできないのだろうか。

また、最近流行の子実トウモロコシに関しては、水田活用の交付金の対象になっただけで満足している人が多いようだが、これは間違っている。推奨されること自体はとも良いのだが、経営安定化対策の枠で考えるべきである。田畑格差をなくし、子実トウモロコシが畑作輪作の柱の1つになるように畑作交付金に組み込む。それを実現できれば、小麦偏重の畑作の交付金額を和らげること、さらには将来的な畑地化に繋げることもできるのではないだろうか

（北海道北見市・小野寺勇太）
●品種管理、栽培管理のレベルを上げ、国内外に対する米穀の付加価値を付ける。海外向けに日本の食文化の広報に努め、世界食糧としてのコメの位置づけを上げる。単に国内政策や対コメ農家に対する支援や対策では効果が薄い（鹿児島県・瀨崎貢）
●畑、田の区分が無意味。コメだけに片寄り過ぎ
（北海道士幌町・匿名）